

諮問番号：個人情報保護諮問第6号

答申番号：川情審査個情答申第5号

答 申

第1 審査会の結論

川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、平成30年8月6日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「請求者本人に係る、以下の文書、請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験（小麦）に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成30年8月24日、「学校と市教委のやりとりメモ」「学校が記録したメモ」「当時の学校長のメモ」を、開示対象文書と特定し、条例第16条第7号の「個人の評価等に関する情報であつて、開示することにより、事務事業の適正な執行を困難にするおそれがあるため」を理由として、「10 の始め部分」「1 小麦を使った理科の実験（11月）の一部」につき不開示とする部分開示決定（本件処分）を行った。
- 3 請求人は、平成30年9月19日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年10月5日、条例第30条の規定により、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

あまりにも不開示部分が多く、文書の内容が全くわからず、不開示理由についても説明不足で納得がいかないことから、自分に関する情報が

実際にどのような形で記録されているかを確認したいので開示請求書に記載した文書の黒塗りの不開示部分全ての開示を求めた。

2 実施機関の弁明

保有個人情報部分開示決定について、不開示とした部分は、川口市個人情報保護条例上、不開示に相当するものと判断し不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年10月5日	諮問書の受理
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月15日	請求人及び補佐人による口頭意見陳述、 審議
平成31年1月31日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	審議
令和元年6月4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 「10 の始め部分」は、個人に対する評価が含まれており、これを開示した場合には、事業の適正な執行を困難にするおそれがあるので、この部分の不開示は妥当である。
- 2 なお、審査請求人及び補佐人は口頭意見陳述において、上記不開示部分が記載された「学校と市教委のやりとりメモ」について、実験は平成28年度に行われたものであることに対し、当該文書内において引用されている文書が平成29年度末に作成されたものであることから捏造である旨主張している。たしかに「学校と市教委のやりとりメモ」において、埼玉県教育委員会平成30年3月付、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を引用しているが、これは小麦の実験が行われたのは、

平成28年度であったにしても、この「学校と市教委のやりとりメモ」は、平成30年度以降に作成されたものであり、この文書の引用をもって、捏造等があったと認定することはできない。

- 3 「1 小麦を使った理科の実験（11月）の一部」についても、個人に対する評価が含まれ、事業の適正な執行を困難にするおそれがあるもので不開示は妥当である。
- 4 以上のように、いずれの不開示部分も条例第16条第7号に該当する。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊